

# 平成27年第2回定例会 健康福祉病院常任委員会

## 説明資料

頁数

### 《議案補充説明》

- 1 【議案第170号】三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 【議案第173号】三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 【議案第174号】旅館業法施行条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・ 3
- 4 指定管理者の指定議案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 【議案第189号】三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 【議案第190号】三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
- 【議案第191号】みえこどもの城の指定管理者の指定について
- 【議案第192号】三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

### 《所管事項説明》

- 1 「『みえ県民力ビジョン・第二次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）最終案について・・・・・・・・・・別冊
- 3 「興行場法施行条例」の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定等について・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 三重県地域医療構想の策定に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 国民健康保険の財政運営の都道府県化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 7 後期高齢者医療制度における保険料の改定および財政安定化基金について・・・・ 18
- 8 三重県立一志病院のあり方に関する検討会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 9 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標（中間案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 10 「三重県青少年健全育成条例」の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 11 「三重県子どもの貧困対策計画」（仮称）中間案について・・・・・・・・・・・・ 28
- 12 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 13 「三重県立子ども心身発達医療センター条例」の制定について・・・・・・・・・・・・ 32
- 14 社会保障・税番号（マイナンバー）制度における独自利用事務に係る個人番号の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 15 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

### 《別冊》

- (別冊1) 指定管理者の指定議案について 提案内容及び審査の概要
- (別冊2) みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）《最終案》（健康福祉部関係分）
- (別冊3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領（案）
- (別冊4) 三重県地域医療構想の策定に向けて
- (別冊5) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標（中間案）
- (別冊5-1) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標案（対照表）
- (別冊6) 「三重県子どもの貧困対策計画」（仮称）中間案

## 1 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 について

### 1 改正理由

地域密着型特別養護老人ホームに併設された又は空床利用による短期入所生活介護事業所（介護予防を含む）は、当該特別養護老人ホームと一体的に運営されているにも関わらず、当該特別養護老人ホームの指定・指導監査は保険者（市町等）、短期入所生活介護事業所の指定・指導監査は県のそれぞれ事務となっています。

このため、保険者（市町等）から事業者の利便性向上等に向けた検討について提案があり、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議で協議した結果、3保険者（松阪市、度会町、南伊勢町）において県の事務を実施いただくこととなりました。

このことから、知事の権限に属する当該事務について権限移譲を行うため、三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正を行うものです。

### 2 改正内容

地域密着型特別養護老人ホームに併設等された短期入所生活介護事業所に係る指定・指導監査等の事務を、松阪市、度会町及び南伊勢町が処理することとします。

### 3 施行期日

平成28年4月1日

## 2 三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

厚生労働省令（「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」（平成 14 年 3 月 27 日厚生労働省令第 49 号））の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件についての規定を整理するものです。

### 2 改正内容

婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、年齢に関する規定（30 歳以上の者であること）を削除します。

### 3 施行期日

平成 28 年 1 月 1 日

#### <参考> 婦人保護施設

売春防止法に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（要保護女子）を収容保護することを目的とする施設。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力を受けた者を保護することができる。

### 3 旅館業法施行条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

勤労青少年福祉法の一部改正等に伴い、社会教育施設に関する施設等の規定を整理するものです。

#### 2 改正内容

- (1) 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律が、平成27年9月18日に公布され、「勤労青少年ホーム」に関する規定が廃止されました（平成27年10月1日施行）。

これに伴い、旅館業法施行条例で規定する社会教育に関する施設等\*から「勤労青少年ホーム」を削除します。

##### ※社会教育に関する施設等

旅館業法では、旅館の設置にあたり、学校や児童福祉施設のほか、県の条例で定める施設への影響について当該施設の長に対して意見を求めることとされており、県では、旅館業法施行条例で「勤労青少年ホーム」などの社会教育に関する施設等を定めています。

- (2) その他必要な規定を整理します。

#### 3 施行期日

公布の日から施行します。

## 4 指定管理者の指定議案について

### 1 議案

議案第 189 号「三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第 190 号「三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について」

議案第 191 号「みえこどもの城の指定管理者の指定について」

議案第 192 号「三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について」

### 2 指定管理者の指定

健康福祉部が所管している公の施設「三重県身体障害者総合福祉センター」、「三重県視覚障害者支援センター」、「みえこどもの城」及び「三重県母子・父子福祉センター」について、平成 28 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和 60 年三重県条例第 1 号）第 6 条第 2 項、三重県視覚障害者支援センター条例（平成 17 年三重県条例第 41 号）第 6 条第 2 項、みえこどもの城条例（平成元年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項及び三重県母子・父子福祉センター条例（昭和 39 年三重県条例第 26 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設の設置場所・名称	指定管理候補者の所在地・名称等
三重県津市一身田大古曾 670 番地 2 三重県身体障害者総合福祉センター	三重県津市一身田大古曾 670 番地 2 社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 梶田郁郎
三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋 2 丁目 130 番地 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 内田順朗
三重県松阪市立野町 1291 番地 みえこどもの城	三重県松阪市立野町 1291 番地 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 太田栄子
三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 三重県母子・父子福祉センター	三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 北野好美

#### 4 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

#### 5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

別紙のとおり

#### 6 期待される効果

別紙のとおり

#### 7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を経て、指定管理者として指定した後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

##### (1) 県施策への配慮

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援及び地震防災対策等の県が推進する施策のほか、それぞれの施設に関する施策等に配慮した管理業務を行うよう求めます。

##### (2) 情報公開及び個人情報保護

県と同様の取扱いを求めます。

##### (3) 第三者による実施

指定管理者が行う業務のうち一部を専門業者等に委託する場合は、県の承認を求めます。

##### (4) 施設利用者の意見等の反映

施設利用者へのサービスの向上の観点から、利用者の満足度や意見、苦情等を把握するために、アンケート等を実施するほか、アンケート結果、苦情内容及びその対応状況を報告するよう求めます。

##### (5) リスク分担

天災等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、施設の設置者である県がリスクを負担するものとしますが、不適切な運営により施設が破損した場合のリスクは指定管理者が負担するものとします。

##### (6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度提出させる業務計画書については、年度事業の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

### (7) 業務報告書の提出

的確に施設の管理状況を把握するため、指定管理者に義務づける業務報告書として、毎月の事業毎の利用者数、利用料金の実績等について、四半期ごとにまとめた業務報告書を提出するよう求めます。

### (8) 事業報告書の提出

指定管理者は、年度ごとに管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等を報告するよう求めます。

### (9) 実施状況の調査、指示等

募集要項で示したサービス水準等が確保されているか、指定管理者の自らの提案が守られているかの確認を随時行う必要があります。

確認は、業務報告書、事業報告書及び立入調査に基づいて行い、サービス水準を満たしていないなどの不適切な状況があった場合には、指示や改善勧告を行うこととします。

## 8 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成 27 年 12 月	指定管理者の指定
平成 28 年 3 月	協定書の締結
4 月	指定管理者による施設管理の開始

# 別紙

	三重県身体障害者総合福祉センター	三重県視覚障害者支援センター
<b>5 指定管理候補者の審査・選定の経緯</b>		
(1) 指定管理者の応募状況		
ア 募集期間	平成27年8月4日～平成27年9月7日	平成27年8月4日～平成27年9月7日
イ 応募者	社会福祉法人三重県厚生事業団 (津市一身田大古曾670番地2)	社会福祉法人三重県視覚障害者協会 (津市桜橋2丁目130番地)
(2) 指定管理候補者の審査選定の経過		
ア 選定委員会の名称	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会	三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
イ 選定委員会構成員	委員長 長友 薫輝(三重短期大学教授) 委員 高井 幹雄(三重弁護士会推薦弁護士) 委員 坂口 知子 (東海税理士会津支部推薦税理士) 委員 伊藤 順子 (NPO法人UDほっとねっと代表) 委員 森口 恒子(公募)	委員長 長友 薫輝(三重短期大学教授) 委員 高井 幹雄(三重弁護士会推薦弁護士) 委員 坂口 知子 (東海税理士会津支部推薦税理士) 委員 戸松 伯子 (NPO法人アイパートナー代表) 委員 塚本 裕子(公募)
ウ 審査の経過		
第1回選定委員会 (審査基準等の作成)	平成27年7月28日	平成27年7月28日
第2回選定委員会 (ヒアリング審査及び最終審査)	平成27年10月13日	平成27年10月13日
エ 提案内容及び審査の概要等	申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別冊のとおりです。	申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別冊のとおりです。
オ 審査結果(評価点数)	第1順位 社会福祉法人三重県厚生事業団 (評価点 82.4点/100点)	第1順位 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 (評価点 73.0点/100点)
カ 指定管理候補者の選定	選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。  所在地 津市一身田大古曾670番地2 名称 社会福祉法人三重県厚生事業団 代表者 理事長 梶田郁郎	選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。  所在地 津市桜橋2丁目130番地 名称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 代表者 会長 内田順朗
キ 選定した理由	施設の運営方針を十分理解した上で、障害者支援施設および身体障害者福祉センターA型としての事業を着実に実施するとともに、利用者のニーズに応えるサービス提供が期待できる。 また、常に業務改善が期待できる提案となっており、三重県身体障害者総合福祉センターを適切に運営できると判断した。	施設の運営方針を十分理解した上で、視覚障がい者が会員である法人の特性を生かし、視覚障がい者のニーズに応じた施設運営が期待できる。 また、点字図書館事業における貸出方法の多様化への対応および、専門性の高い生活訓練の実施など、サービスの向上が期待できる提案となっており、三重県視覚障害者支援センターを適切に運営できると判断した。
<b>6 期待される効果</b>		
(1) 県民サービスの向上	利用者のニーズに応じたリハビリテーション、法人の持つノウハウを生かした専門性の高いサービス提供および、独自の訓練の実施など個々の利用者に応じたサービス提供により、県民サービスの向上が期待できる。	視覚障がい者の特性や行動を理解している法人の特性を生かし、視覚障がい者の多様なニーズに的確かつ効果的に対応することにより、県民サービスの向上が期待できる。
(2) 経費の削減	専門員や非常勤職員の採用により、人件費の抑制が図られるとともに、コスト削減に関する職員の意識の徹底により、光熱水費等の抑制が期待できる。	職員配置の適正化や職員の資質向上等により業務の効率化が図られるとともに、コスト削減に関する職員の意識の徹底により、光熱水費の抑制が期待できる。



	みえこどもの城	三重県母子・父子福祉センター
5 指定管理候補者の審査・選定の経緯		
(1) 指定管理者の応募状況		
ア 募集期間	平成27年8月8日～平成27年9月9日	平成27年8月7日～平成27年9月9日
イ 応募者	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 (松阪市立野町1291番地)	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 (津市桜橋2丁目131番地)
(2) 指定管理候補者の審査選定の経過		
ア 選定委員会の名称	みえこどもの城指定管理者選定委員会	三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会
イ 選定委員会構成員	委員長 鷺見 裕子 (高田短期大学育児文化研究センター長) 委員 乙部 公裕 (社会福祉法人三重清暉会理事長) 委員 村瀬 勝彦(弁護士) 委員 岡部 佳奈(公認会計士) 委員 松井 強(公募)	委員長 鷺見 裕子 (高田短期大学育児文化研究センター長) 委員 乙部 公裕 (社会福祉法人三重清暉会理事長) 委員 村瀬 勝彦(弁護士) 委員 岡部 佳奈(公認会計士) 委員 上田 昇(公募)
ウ 審査の経過		
第1回選定委員会 (審査基準等の作成)	平成27年8月4日	平成27年8月4日
第2回選定委員会 (ヒアリング審査及び最終審査)	平成27年10月20日	平成27年10月20日
エ 提案内容及び審査の概要等	申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別冊のとおりです。	申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別冊のとおりです。
オ 審査結果(評価点数)	第1順位 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 (評価点 332.6点/390点)	第1順位 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 (評価点 230.4点/300点)
カ 指定管理候補者の選定	選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。  所在地 松阪市立野町1291番地 名称 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 代表者 理事長 太田栄子	選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。  所在地 津市桜橋2丁目131番地 名称 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 代表者 理事長 北野好美
キ 選定した理由	施設の特性や目的、役割を十分理解したうえで、大型児童館として、また県内児童館の中核的な施設として効率的かつ効果的な事業の実施が期待できる。 また、細やかな成果目標の設定、スペースの有効活用、来場者への配慮、適切な研修システムなど意欲的な提案となっており、みえこどもの城を適切に運営できると判断した。	母子・父子福祉センターの担うべき役割を理解し、法的な問題への弁護士相談や、生活・就業等相談の実施など、母子家庭・父子家庭の実態をふまえた適切な提案内容であり、安定的な施設運営が期待できると判断した。
6 期待される効果		
(1) 県民サービスの向上	これまでに培ったノウハウに加え、先を見据えた問題意識と従前の発想にとらわれないスペースの有効利用により、リピーターの確保に留意しつつ、企画の充実など、県民サービスの向上が期待できる。	母子・父子家庭の福祉向上に取り組んできた法人の特性を生かし、ひとり親家庭の多様なニーズに的確かつ効果的に対応することにより、県民サービスの向上が期待できる。
(2) 経費の削減	施設の維持管理については、適切な運営管理により光熱水費等の節減などが期待できる。 事業の実施については、これまでの経験で培ってきたノウハウを用いて、効率的・効果的に行うことで経費の節減が期待できる。	県母子寡婦福祉連合会会員による事業資料の配布等の労力提供、また、職員の経費節減の意識向上により、経費の抑制が期待できる。

1 『『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)中間案に対する意見』への回答

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
121	地域医療提供体制の確保	健康福祉部 医療対策局	医師の地域偏在は大きな課題であるが、県民指標の「地域医療安心度指数」では全県的なアンケートのため、県内の医療格差が表れないと思われる。実態が把握できて施策に合う目標設定・管理の検討を要望する。	<p>当面の課題である医師の総数確保とあわせて、各地域において医療機能の分化・連携を進めていく中で、住み慣れた地域で安心して暮らせる、寄り添う医療でありたいという観点から、県民の医療に対する安心度を指標に設定しました。</p> <p>地域医療安心度指数を構成する項目のうち、医療へのアクセスのしやすさは、医師の地域偏在の影響を受けることから、その課題の重要性に鑑み、地域偏在をより加味した指標となるよう、他の項目に比べて倍の重みをもって評価することに変更しました。</p>
122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	健康福祉部	介護の現場における高齢者・障がい者への虐待防止についての取組を充実されたい。	<p>高齢者虐待防止対策として、市町職員、地域包括支援センターの職員、介護事業所の職員に対して虐待防止に関する研修を実施するとともに、弁護士と社会福祉士で自主的に運営されている高齢者虐待防止専門チームと協力し、虐待の防止や発生後の対応にあたる市町等を支援しており、引き続き取組を推進していきます。また、本文に虐待への対応を記述しました。</p> <p>障がい者虐待についても、市町職員、障害者虐待防止センターの職員、障害福祉サービス事業所等の職員に対して権利擁護に関する研修を実施するとともに、専門家チームの活用や事例集を作成するなど、権利擁護の取組を進めます。</p>

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	健康福祉部	地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域の現状を的確に把握し、場合によってはまちづくりの視点なども取り入れながら実効性ある取組とされたい。	高齢化が進む中で地域の事情に応じた地域包括ケアシステムを構築するには、まちづくりの視点が不可欠であり、元気な高齢者をはじめとする地域住民の参画を得ながらゴミ出しや買い物など必要な生活支援サービスを開発するとともに、空き家等を生かして集いの場を開設するなど、地域の人や資源を生かした地域包括ケアシステムの構築を支援していきます。また、「現状と課題」にまちづくりの視点を記述しました。
131	障がい者の自立と共生	健康福祉部	高齢者介護だけでなく、医療的ケアの必要な障がい児の介護についての人材の確保や育成にも取り組まされたい。	医療的ケアを行うことができる人材を育成するため、毎年度、介護事業所の職員とともに、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、県および登録研修機関が、たん吸引等研修を実施しています。今後は、こうした研修を引き続き実施するとともに、医療的ケアの必要な障がい児・者が障害福祉サービスを容易に利用できるよう、人材の確保・育成に一層取り組んでまいります。
231	少子化対策を進めるための環境づくり	健康福祉部 子ども・家庭局	第一次行動計画に比べて、第二次行動計画では「子育て支援」が充実して「子どもの育ち」の視点が弱く感じる。子どもの視点に立った「子どもの育ち」の施策にしっかりと取り組み、両方の施策を充実されたい。	「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき施策の整理を行っていますが、当該計画では、「三重県子ども条例」の基本理念や個人の価値観等を尊重するとともに、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支えることなどを「計画推進の原則」として取組を推進していくこととしており、引き続き子どもの育ちについても取り組んでいきます。なお、ご意見をふまえ、施策231の「県民の皆さんとめざす姿」にも「希望がかなうみえ 子どもスマイルプランに基づく」ことを記述しました。
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	健康福祉部 子ども・家庭局	子どもの貧困対策計画を策定し、対策を実施していこうとするなか、子どもの貧困対策の推進に関する記載内容を充実されたい。	ご意見をふまえ、現時点での「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」の検討状況を第二次行動計画に反映させました。

### 3 「興行場法施行条例」の一部改正について

#### 1 改正理由

興行場法第2条及び第3条の規定に基づき、県等が興行場の設置の場所や構造設備など、必要な基準を条例で定める場合の技術的助言として、国が定める「興行場法第2条、第3条関係基準条例準則」が平成27年7月31日に改正されました。

これを受けて、「興行場法施行条例」の一部を改正します。

#### 2 改正内容

- (1) 喫煙室を設ける場合は、出入口から離れた場所へ設置したうえで、たばこの煙が室外へ流れ出ない構造とすることとします。
- (2) 男性用便器と女性用便器については、興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮した数とするとともに、特に混雑が予想される施設においては、できる限り待ち時間の均等化が図られた数となるよう努めることとします。
- (3) 興行場の設置の場所又はその構造設備につき許可を与える場合、当該興行場の特性に応じ、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、法の趣旨や目的に沿った必要最小限の規制となるよう、基準の一部を緩和もしくは適用しないことができることとします。
- (4) 条例施行の際、既に許可を受けている興行場等については、次の改築や修繕等の工事に着手するまでは、上記事項の(1)及び(2)を適用しないものとします。

#### 3 今後の予定

平成27年12月	パブリックコメントの実施
～平成28年1月	
2月	議案提出
2～3月	関係機関等へ条例改正内容の周知
3月	条例施行

## 4 障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定等について

### 1 経緯および概要

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成28年4月1日に施行されることから、国が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即して、職員の対応に関する要領（以下「職員対応要領」という。）の策定、相談体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の設置検討、普及・啓発活動等の取組を進めています。

### 2 職員対応要領について

#### (1) 策定の考え方

障がい者を理由とする差別を解消するための取組の実効性を確保し、法に定める「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」などについて、三重県職員が適切に対応するために必要な要領を定めるものです。

策定にあたっては、庁内全部局で構成する三重県障がい者支援施策総合推進会議に「障がい者差別解消専門部会」を設置し、国の職員対応要領を参考にするとともに、当事者の方々のご意見をお聴きしながら、検討を進めています。なお、本県では原則として、任命権者ごとに職員対応要領を定めることとしています。

#### (2) 当事者・団体等の意見聴取り

ア 身体、視覚、聴覚、知的、精神の各障がい者団体への説明及び意見の聴取り

イ 身体、知的、精神等の障がいを持つ方が参加し、共生社会づくりのために意見交換等を行う「障がい者当事者支援プロジェクト会議」（三重県障害者相談支援センター主催）での説明及び意見の聴取り（3回実施）

ウ 障がい者や障がい者団体との意見交換の場として「障がい者差別解消ワークショップ」を開催（平成27年11月11日）

#### (3) 主なご意見

上記の意見聴取りで次のようなご意見をいただき、職員対応要領（案）に反映させました。

ア 相談体制の整備に関して、プライバシーに配慮する等の記述が必要。

イ 不当な差別的取扱いに当たらないとされる「正当な理由」の判断について、より客観性を重視した記述が必要。

ウ 合理的配慮は押しつけにならないよう、本人の意向を十分尊重して臨機応変に提供する旨の記述が必要。

エ 介助者が付き添う場合、介助者の席を隣に確保するとともに、対話は介助者ではなく本人に話をするとの記述が必要。

- オ 全盲や全ろうの方だけでなく、弱視や難聴の方への配慮の記述が必要。
- カ 資格試験等で駐車場を用意するのは車いす使用者に限定した記述としているが、配慮が必要なのは車いす使用者だけに限らないため、その旨の記述が必要。

#### (4) 今後の対応

議会や当事者からお聴きしたご意見を十分にふまえ、年内に職員対応要領を策定します。また、説明会を開催し、職員への周知を図り、職員対応要領の円滑な運用に向けて準備を進めます。

### 3 その他の取組状況等

#### (1) 相談体制の整備等

障がい者やその家族およびその他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応するため、県庁内に相談窓口を設置するなど、必要な相談体制を整備します。

また、事案解決や類似事案の発生防止等の取組を主体的に行うネットワークとして、国や地方公共団体、関係機関等で構成する「三重県障がい者差別解消支援協議会」(仮称)を設置します。

#### (2) 普及・啓発活動について

障がいを理由とする差別の解消に向け、法の趣旨や各省庁が策定を進めている事業者向けのガイドラインなどによる事業者への周知や、県民等の理解と関心を深めるための普及・啓発活動を実施します(広報紙、データ放送、テレビ・ラジオ、新聞広告の活用、フォーラムの開催)。

#### (3) その他

市町担当者会議で依頼するなどにより、市町等における職員対応要領の策定をはじめとした法に基づく取組を促進します。

### 4 今後の予定

12月13日	障がい者差別解消フォーラムの開催
12月下旬	職員対応要領の策定
平成28年1～2月	職員対応要領等の所属長・職員説明会の開催
3～4月	街頭やイベント等での普及・啓発活動
4月	法の施行

## 5 三重県地域医療構想の策定に向けて

### 1 策定の趣旨

県では、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、医療計画の一部として、「将来の医療提供体制に関する構想」（以下「地域医療構想」という。）を策定します。

### 2 検討体制等

8つの構想区域（桑員、三泗、鈴亀、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州）ごとに設置する地域医療構想調整会議と三重県医療審議会を基本とします。

また、救急医療や周産期医療など、より広域的な医療体制の議論を必要とするものについては、医療審議会の部会等において議論を進めていきます。

このように、地域医療構想調整会議における地域単位の議論と、より広域にわたる横断的な観点の議論を並行して進めています。

### 3 検討状況

○地域医療構想調整会議（議長：郡市医師会長） 各構想区域3回 計24回開催

第1回：平成27年7月から8月の間に8構想区域で開催

地域医療構想の策定にかかる意見交換

第2回：平成27年9月から10月の間に8構想区域で開催

構想区域の現状分析、課題等の検討

第3回：平成27年11月から12月の間に8構想区域で開催

構想区域の方向性の検討

○三重県医療審議会（会長：三重大学駒田学長）

第1回：平成27年6月5日（金）開催

構想区域、地域医療構想調整会議メンバー等の検討

第2回：平成27年12月15日（火）開催予定

方向性の検討

### 4 三重県地域医療構想の特徴と概要

地域医療構想は、平成26年度から導入された病床機能報告制度<sup>\*</sup>によって把握される医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の現状や、診療内容等のデータに基づく将来的な医療ニーズなどから、それぞれの地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進しようとするものです。

本県では、地域の特性・実情に応じた三重県地域医療構想となるよう、次の考え方に沿って策定を進めています。

#### ① 客観的データの提示

診療内容データ等の明確なデータを収集・共有し、議論を進めます。

#### ② 策定プロセスの重視

地域医療構想の実効性を高めるため、策定段階から地域の関係者による地域医療構想調整会議を設置し、当該調整会議における意見を最大限尊重します。

#### ③ 医療介護総合確保方針等との整合性の確保

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に定める総合確保方針をふまえ、効率的で質の高い医療提供体制の構築とともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を視野に入れつつ、議論を進めます。

※病床機能報告制度…病床（一般及び療養病床）を有する病院・診療所が、その病床において担っている現在の医療機能と今後の方向について、病棟単位で自ら選択し、毎年県に報告する仕組み。

## (1) 総論

### ○地域医療構想の基本的事項

- ・地域医療構想の位置づけ
- ・策定の趣旨
- ・策定の基本的な考え方
- ・構想区域
- ・策定体制等

### ○三重県における医療政策の基本方針

- ・医療の現状と課題
- ・医療政策の基本方針

### ○地域医療構想の推進

- ・目標
- ・2025年の医療需要と必要病床数
- ・各施策の検討状況
- ・地域医療介護総合確保基金の活用

「三重県における医療政策の基本方針」では、次の3つの視点に基づき、各構想区域におけるあるべき医療提供体制を構築することとしています。

- ①医療機能の分化・連携により、患者の早期の社会復帰を図る。
- ②地域で提供している医療について、患者・住民にわかりやすく伝える。
- ③安心して暮らすことができる地域づくり、まちづくりに貢献する。

「2025年における医療需要と必要病床数」については、医療法施行規則に定める計算式により算出した県全体の推計値を記載しています。

## (2) 各論（各構想区域の地域医療構想）

各論は、各構想区域の地域医療構想で構成しています。

### ○構想区域の現状と課題

### ○2025年における医療需要と必要病床数

### ○2025年にめざすべき医療提供体制の方向性

なお、本県では、二次保健医療圏とは異なる構想区域を設定しているため、現時点では、厚生労働省から構想区域ごとの医療需要データが提供されていません（遅くとも年度内には提供される予定です）。

## (3) 策定後の取組

### ○周知と情報の公表

### ○2025年までのPDCA等

2025年までの毎年、地域医療構想調整会議を開催し、めざすべき医療提供体制の方向性や実現するための施策等について、引き続き具体的な協議を継続していきます。

これらにより、必要に応じて地域医療構想の追記・修正を行うとともに、平成30年度からの次期医療計画に反映していくこととしています。

また、三重県医療審議会へも毎年、その状況を報告します。

## 5 今後の予定

12月15日	第2回三重県医療審議会の開催
12月下旬	パブリックコメントの実施
～平成28年1月下旬	
平成28年2月	第4回地域医療構想調整会議の開催（8構想区域） （構想区域ごとの方向性等の検討）
平成28年3月	健康福祉病院常任委員会で経過を報告 第3回三重県医療審議会の開催



## 6 国民健康保険の財政運営の都道府県化について

### 1 現状および課題

本年1月、政府の社会保障制度改革推進本部において、次期医療保険制度改革の骨子として、平成27年度から保険者支援制度の拡充1700億円を含む1900億円の公費を投入、次年度以降さらに拡充して、平成29年度以降は3400億円の公費投入を行い、財政基盤を強化したうえで、平成30年度から都道府県が財政運営などの国民健康保険運営の中心的な役割を果たすことが決定されました。これを受け、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」が平成27年通常国会に提出され、5月27日に可決成立しました。

現在も、国と地方との協議の場である国保基盤強化協議会において、制度設計の詳細についての議論が続けられており、平成28年1月以降にガイドラインが示されることとなっています。

今後は、国民健康保険の運営主体が県に移行する際に、被保険者や市町に不安や混乱が生じないように制度運営について市町等と十分協議する必要があります。

### 2 今後の予定

平成30年度からの都道府県化に向け、現時点での取組予定は以下のとおりです。

#### (1) 三重県国民健康保険広域化等支援方針の改正

市町の国民健康保険事業の広域化や財政の安定化を図ることを目的に、平成25年～27年度を対象期間として策定された「三重県国民健康保険広域化等支援方針」について、その内容を改正し、平成29年度までの新たな方針を本年度中に策定します。

#### (2) 県と市町等の協議の場の設置

現在10市町と三重県国民健康保険団体連合会で構成している「三重県市町国保広域化等連携会議」の市町構成員を全29市町に拡大するとともに、当該会議のもとに作業部会を複数設置し、想定される個別課題の検討を行います。

### (3) 三重県国民健康保険財政安定化基金の設置

改正された国民健康保険法第 81 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国民健康保険の財政の安定化を図るため、「三重県国民健康保険財政安定化基金」を設けるもので、平成 28 年 2 月定例会に基金条例案を提出します。

### (4) 三重県国民健康保険運営協議会の設置

改正された国民健康保険法第 11 条の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、「三重県国民健康保険運営協議会」を置くもので、平成 28 年度中の設置を予定しています。なお、現在は市町のみを設置されています。

## 7 後期高齢者医療制度における保険料の改定および 財政安定化基金について

### 1 現状および課題

#### (1) 保険料

後期高齢者医療制度では、2年度単位の期間（特定期間）を財政運営期間としており、三重県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）において、平成27年度中に平成28・29年度の保険料を定める必要があります。

現在、広域連合において、保険料を設定するための検討を行っているところですが、医療費の伸び等に伴い、保険料の上昇が見込まれています。

広域連合としては、保険料の上昇を抑制するため、県に対して後期高齢者医療財政安定化基金から一定額を取り崩して広域連合へ交付することを求め、その交付を見込んだうえで保険料を設定したいと考えています。

なお、保険料は、広域連合の条例で定められますが、条例改正にあたって、あらかじめ知事に協議しなければならないこととされています。

#### (2) 後期高齢者医療財政安定化基金

後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）は、保険料未納や給付増のリスク等に対応するため、国・県・広域連合が三分の一ずつ拠出して、県に設置しています。

基金への拠出率は、2年度単位の期間（特定期間）を財政運営期間として、医療給付費の見込額等に基づき、三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例（以下「基金条例」という。）で定めています。

#### ア 積み立て

基金への積み立てを行うため、平成28・29年度の拠出率を設定し、変更があれば、平成28年2月定例会月会議において基金条例を改正する必要があります。

拠出率については国が標準拠出率を示しており、平成28・29年度の標準拠出率は、医療給付費の0.041%です。

なお、前回、平成26・27年度の国の標準拠出率は0.044%であり、これに対して、本県の拠出率は0.041%でした。

#### イ 取り崩し

平成22・23年度の財政運営期間から、保険料の上昇を抑制するため基金から一定額を取り崩して広域連合に交付することが可能となりました。

前回、平成26・27年度の保険料設定時には、平成27年度に基金から12億円の範囲内で取り崩し、交付することとしました。

今回、平成28・29年度の保険料設定にあっても、上記(1)のとおり、広域連合の剰余金や繰越金などの財務状況等を勘案しつつ、保険料抑制のために必要な基金の取り崩しについて、広域連合と協議をする必要があります。

## 2 今後の方針

### (1) 保険料の改定

広域連合から、平成 28・29 年度の保険料を内容とする条例改正案について知事協議（2月予定）があった場合には、その内容を十分精査のうえ、適切に対応していきます。

併せて、保険料の上昇を抑制するための基金の取り崩しについて、その必要性や規模について検討します。

### (2) 基金への拠出率

基金への拠出率については、広域連合と協議を行い、財政リスク等の回避に必要な額を精査し、適正な拠出率を設定し、変更があれば、平成 28 年 2 月定例会に基金条例改正案を提出します。

## 《※参考》

### 1 保険料額の推移

	一人当たり保険料額(上昇率)
H21 年度	49,321 円
H22・23 年度	49,205 円(▲0.2%)
H24・25 年度	53,539 円( 8.8%)
H26・27 年度	57,341 円( 7.1%)

### 2 年間平均被保険者数の推移

H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
212,030 人	217,900 人	223,899 人	229,926 人	235,448 人	239,771 人	242,363 人

### 3 医療給付費等の推移

	H20 年度 (11ヶ月)	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
医療給付費 (対前年度 伸び率)	1,314 億円	1,524 億円 (15.96%)	1,607 億円 (5.45%)	1,679 億円 (4.49%)	1,739 億円 (3.57%)	1,796 億円 (3.26%)	1,825 億円 (1.60%)
一人当たり 医療給付費 (対前年度 伸び率)	62.0 万円	69.9 万円 (3.44%)	71.8 万円 (2.63%)	73.0 万円 (1.75%)	73.9 万円 (1.15%)	74.9 万円 (1.40%)	75.3 万円 (0.51%)

### 4 基金取り崩し額実績

	取り崩し額	理由
H23 年度	10 億円	H22・23 年度の保険料額抑制のため
H25 年度	10 億円	H24・25 年度の保険料額抑制のため
H27 年度	12 億円(見込)	H26・27 年度の保険料額抑制のため

### 5 基金の状況

平成 26 年度末積立残高	約 15 億 3 千万円
平成 27 年度積立見込額	約 2 億 2 千万円
平成 27 年度交付見込額	12 億円
平成 27 年度末残高見込	約 5 億 5 千万円

## 8 三重県立一志病院のあり方に関する検討会について

### 1 検討会設置の経緯

県立一志病院については、「県立病院改革に関する基本方針」（平成 22 年 3 月策定）において「県立病院としては廃止し、ニーズに応えられる事業者へ移譲」という方針が示されていたところです。

しかしながら、その後の同病院を取り巻く状況の変化や、地域医療構想の策定をふまえるとともに、同病院の次期中期経営計画の策定を見据え、同病院の将来のあるべき姿について改めて検討を行うため、県内の有識者・関係者から構成される「三重県立一志病院のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）」を設置しました。

### 2 検討事項

検討会では、地域医療構想との整合性を勘案しつつ、県立一志病院における地域医療に係るこれまでの取組の成果と課題を検証の上、今後の同病院のあり方について検討しています。

### 3 検討会委員

別紙「委員名簿」のとおり

### 4 開催実績

平成 27 年 9 月 29 日（火）	第 1 回検討会
平成 27 年 10 月 28 日（水）	第 2 回検討会
平成 27 年 11 月 25 日（水）	第 3 回検討会

### 5 検討の内容等

検討会では、事務局から県立病院改革の経緯と一志病院の医療提供体制に関連する環境の変化（地域医療構想および新公立病院改革プランの策定、津市白山・美杉地域における人口の将来推計）について説明するとともに、四方委員（同病院院長）から同病院の現状等について、竹村委員（三重大学家庭医療学教授）から総合診療医育成における同病院の位置づけについて、また、別所委員（津市健康医療担当理事）から「美杉地域医療の在り方に関するまとめ（津市設置の検討会報告書）」について報告がありました。

以上の議論をふまえ、事務局から下記のとおり論点を提示したところであり、今後はこの論点を土台として、同病院のあり方にかかる事務局案を提出する予定です。

## 【論点】

- 白山および美杉地域の今後の人口動態や医療制度をめぐる状況の変化をふまえると、病院運営の一層の効率化を図ることが必要ではあるものの、当該地域においては、同院が医療を提供することが必要ではないか。
  - ・白山および美杉地域の高齢化が急速に進展している中で、訪問診療、訪問看護などを充実していく必要があるのではないか。
  - ・地域包括ケアシステムの構築が必要な中で、保健・医療・福祉の多職種連携の取組をさらに推進していく必要があるのではないか。
  
- 病院の診療圏がほぼ白山および美杉地域に限られている中で、当該地域の住民に対する医療の提供については津市としても責務を負うことから、県と津市とで当該地域における医療提供体制のあり方について、保健・福祉分野との連携のあり方も考慮しつつ、協議していくことが必要ではないか。
  
- 地域医療やへき地医療に必要な人材を全県的に確保していくためには、県として、三重大学と連携しながら、家庭医療（総合診療）を担う人材の育成にかかる取組を支援していくことが必要ではないか。

## 6 今後の予定

平成 27 年 12 月 検討会開催（1～2回程度開催予定）  
～平成 28 年 2 月

平成 28 年 3 月 一志病院のあり方について、一定の方向性を健康福祉  
病院常任委員会で報告

三重県立一志病院のあり方に関する検討会 委員

50音順 敬称略

氏名	所属	役職等
上野 利通	公益社団法人久居一志地区医師会	会長
海野ミネミ	自治会連合会（白山地区）	代表
鏡 育子	社会福祉法人津市社会福祉協議会 美杉支部	支部長
菊田まゆみ	社会福祉法人津市社会福祉協議会 白山支部	支部長
岸野 隆夫	自治会連合会（美杉地区）	代表
四方 哲	県立一志病院	院長
鈴木 洋一	津市美杉総合支所	支所長
◎ 竹田 寛	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	理事長
竹村 洋典	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科 家庭医療学	教授
豊田 一弥	津市白山総合支所	支所長
藤波 恵子	公益社団法人三重県看護協会 ナーシングヒル・なでしこ	施設長
別所 一宏	津市健康福祉部	健康医療 担当理事

◎；会長

## 9 地方独立行政法人三重県立総合医療センター 第二期中期目標(中間案)について

### 1 目標策定の趣旨について

平成 24 年度に地方独立行政法人となった三重県立総合医療センターは、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第 25 条の規定に基づいて県が策定し、指示した第一期中期目標の達成に向けて、さまざまな取組を行っているところです。この第一期中期目標期間の終期が平成 28 年度末となっており、第二期中期目標の策定手続きを進める必要があります。

### 2 中間案の内容

#### (1) 目標期間

平成 29 年度から 33 年度(5 年間)

#### (2) 目標策定の基本的な考え方

第二期中期目標の策定にあたっては、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)による第一期中期目標期間中の「業務実績に関する評価結果」等から明らかになった課題等をふまえることとします。また、急速に変化している医療環境などを念頭に、第二期中期目標期間中に重点的に取り組むべき事項を反映します。

#### (3) 目標策定の主な視点

上記(2)の基本的な考え方に基づき、次の視点で策定します。

#### ア 地域における役割の強化

内 容	中期目標内の項目名等		別冊 5 中間案	別冊 5-1 対照表
地域医療構想との 整合	前文	—	P.1	P.1
	第 3-2	効果的・効率的な業務運営の実現	P.5	P.6
	第 5-2	医療機器・施設の整備・修繕	P.6	P.7
地域包括ケア システム	前文	—	P.1	P.1
	第 2-3(1)	地域の医療機関等との連携強化	P.4	P.4
高度医療機器の共同 利用	第 2-3(1)	地域の医療機関等との連携強化	P.4	P.4
計画的な施設整備と 修繕	第 5-2	医療機器・施設の整備・修繕	P.6	P.7

#### イ 地域の人々の安心につながる医療の提供

内 容	中期目標内の項目名等		別冊 5 中間案	別冊 5-1 対照表
医療安全対策の推進 (医療事故)	前文	—	P.1	P.1
	第 2-1(2)	医療安全対策の徹底	P.2	P.3



新しく導入した施設 (NICU等)の活用	第2-1(1)	診療機能の充実	P.2	P.2
救急医療の充実	第2-1(1)	診療機能の充実	P.2	P.2
患者満足度の向上	第2-1(4)	患者・県民サービスの向上	P.3	P.3
病院機能に応じた認定看護師の育成	第2-4(2)	資格の取得への支援	P.4	P.5
医療従事者の定着	第2-4(1)	医療人材の確保・定着	P.4	P.5
人件費比率等の適正化	第4	財務内容の改善	P.6	P.6

### ウ 医療従事者にも魅力ある病院へ

内 容	中期目標内の項目名等		別冊5 中間案	別冊5-1 対照表
研修医の定着	第2-4(1)	医療人材の確保・定着	P.4	P.5
看護師確保のための 実習指導者の養成	第2-4(1)	医療人材の確保・定着	P.4	P.5
ワークライフバラン ス等に配慮した勤務 環境の向上	第3-4	勤務環境の向上	P.5	P.6
教育機関への講師派 遣等の人的支援	第2-4(3)	医療従事者の育成への貢献	P.4	P.5

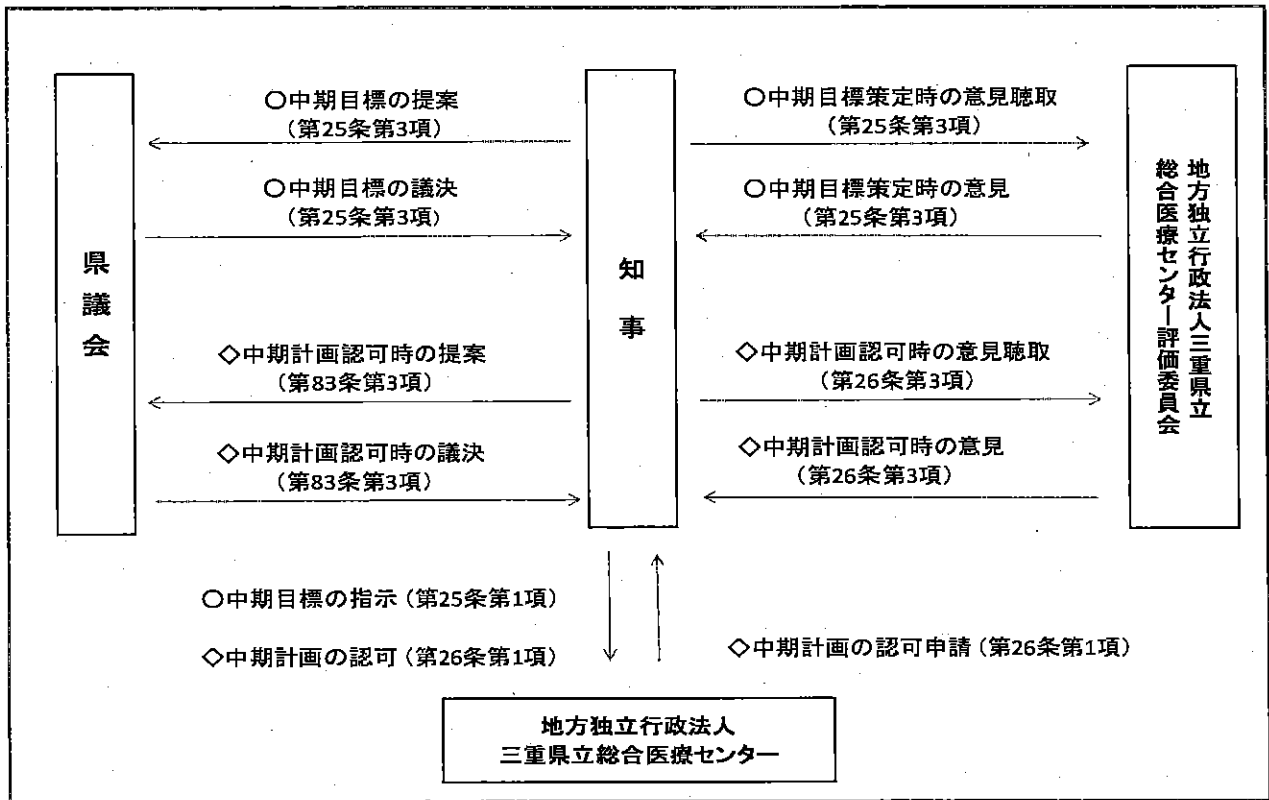
### 3 中期計画

法第26条の規定に基づき、中期目標の指示を受けた法人は、目標を達成するための具体的な取組内容を記載した中期計画を作成し、設立団体の長(知事)の認可を受ける必要があります。中期計画の認可にあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととなっています。

### 4 今後の予定

平成28年1月 パブリックコメントの実施  
 ~2月  
 3月 中期目標(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明  
 6月 中期目標の議案提出  
 10月 中期計画(中間案)を健康福祉病院常任委員会で説明  
 12月 中期計画(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明  
 平成29年2月 中期計画の議案提出

※上記期間において、随時評価委員会からの意見を聴取します。



### 関係法令の抜粋

地方独立行政法人法 (平成十五年七月十六日法律第百十八号)

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 (略)

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

## 10 「三重県青少年健全育成条例」の一部改正について

### 1 改正理由

「三重県青少年健全育成条例」（以下「条例」という。）において、青少年に対し、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する営業の客となるよう勧誘する行為の禁止を規定していますが、平成27年6月24日に法の一部を改正する法律が公布されたことに鑑み、当該規定を一部改正します。

### 2 改正内容

【接待飲食等営業の客となるよう勧誘する行為の禁止規定における規制対象の変更（条例第20条の3第1項第3号）】

現在、歓楽的雰囲気醸し出す方法によりもてなして遊興又は飲食させる営業は、利用の常習化や高額料金請求などの問題を生じ、青少年の健全育成を阻害するおそれが高いことから、条例第20条の3第1項第3号で、接待飲食等営業（ホストクラブやキャバクラなど）の客となるよう青少年を勧誘する行為を禁止しているところです。

この接待飲食等営業の区分については、法改正により、条例で引用している営業区分が下表のとおり変更されるため、法の新たな営業区分に基づき、規制対象を旧2号営業から新1号営業に変更します（キャバレーが新たに対象に追加されます。）。

（法第2条第1項の改正箇所新旧対照表：条例引用部分抜粋）

新	旧
1号 キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業	1号 キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
	2号 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

〔参考〕罰則：30万円以下の罰金（変更なし）

※旧1号・2号は、客にダンスをさせるか否かで区分されていましたが、法改正によってダンスの有無が不問となり、統合されます。

※旧 2 号の「待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」とは、接待を伴う営業であり、ホストクラブ、キャバクラ等をいう。

### 3 条例施行日

改正法の施行日（平成 28 年 6 月 23 日）に合わせることにします。

### 4 今後の予定

平成 27 年 12 月	パブリックコメントの実施
～平成 28 年 1 月	
平成 28 年 2 月	議案提出
平成 28 年 6 月 23 日	条例施行

《参考》 三重県青少年健全育成条例抜粋

（目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務等を明らかにし、県が行う施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（勧誘行為の禁止）

第 20 条の 3 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年が使用した下着を売却するように勧誘すること。
- (2) 接待飲食等営業（風適法第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。）において客の接待をさせ、若しくは客の相手となつてダンスをさせること又は深夜に客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- (3) 接待飲食等営業（風適法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する営業に限る。）の客となるように勧誘すること。
- (4) 性風俗関連特殊営業（風適法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

## 11 「三重県子どもの貧困対策計画」(仮称)中間案について

### 1 中間案の概要

#### (1) 計画策定の基本的な考え方

##### ア 計画策定の趣旨

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されたり貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため策定します。

##### イ 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づき定める「子どもの貧困対策についての計画」です。

##### ウ 計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

##### エ 子どもの貧困のとらえ方

経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、学力不振、社会的な孤立等)を子どもが抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

#### (2) 現状と課題

子どもの貧困に関する11のデータについて分析しています。

- ア 子どもの貧困率(全国値)
- イ 生活保護世帯の子どもの数
- ウ 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校中退率
- エ 就学援助を受けた児童生徒(要保護・準要保護児童生徒)の数
- オ ひとり親家庭の世帯数等
- カ ひとり親家庭の親の就業率等
- キ 児童養護施設入所児童の進学率、就職率
- ク 児童相談所における児童虐待相談件数
- ケ 長期欠席児童・生徒数
- コ 就労構造(正規雇用・非正規雇用の別及び収入)
- サ 世帯の年収と子どもの学力

#### (3) 実態調査

関係機関等が業務上関わった貧困事例について、聴き取り調査を実施し、35事例を収集しました。調査の結果、貧困世帯が、経済的な困難にとどまらず、複合的で多様な課題を抱えている傾向にあることや、地域社会から孤立し、必要な情報に接する機会が欠如していること、行政等が行うサービスに自らアクセスしない、あるいはできない傾向があることが明らかになりました。

#### (4) 基本理念と基本方針

##### ア 基本理念

三重県子ども条例の基本理念にのっとり、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

##### イ 基本方針

- ・子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施
- ・子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進
- ・教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障
- ・保護者に対する支援
- ・緊急度の高い世帯への配慮

#### (5) 具体的取組と計画目標

##### ア 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に包括的かつ一元的な支援を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの柱全てに平成31年度までの数値目標とモニタリング指標を設定して進行管理に活用します。

##### イ 具体的な取組

###### ① 教育の支援

就学の援助、学資の援助、学習の支援など、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援を行います。

- ・「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開
- ・幼児教育に係る経済的負担の軽減
- ・義務教育段階の就学支援の充実
- ・高等学校等就学に対する教育機会の提供
- ・特別支援教育に関する教育の支援
- ・大学等進学に対する教育機会の提供
- ・生活困窮世帯等への学習支援

【目標】ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施市町数 等

###### ② 生活の支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

- ・保護者の生活支援
- ・子どもの生活支援
- ・子どもの自立支援
- ・住宅支援

【目標】ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数

③ 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施、就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

- ・親の就労支援
- ・親の学び直しの支援

【目標】就労支援を行う生活困窮者の人数 等

④ 経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

- ・手当の支給等による支援
- ・養育費の確保に関する支援

【目標】母子家庭で養育費を受給している割合

⑤ 包括的かつ一元的な支援

行政や関係機関が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、子どもの貧困家庭を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。

- ・行政内部や行政・関係団体等の連携体制の構築
- ・相談機能の強化
- ・子どもの貧困対策推進に向けた機運の醸成

【目標】子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数

(6) 計画の推進体制

ア 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと取り組むとともに、全庁的な推進体制のもと計画の進行管理を行います。

イ 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

2 今後の予定

平成 27 年 12 月 パブリックコメントの実施

平成 28 年 1 月 三重県子どもの貧困対策計画（仮称）策定検討委員会で  
最終案の審議

3 月 健康福祉病院常任委員会で最終案の説明、策定

## 12 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

### 1 改正理由

「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第7号。以下「特区省令」という。）が制定され、構造改革特別区域内の公立の幼保連携型認定こども園については、満3歳未満の園児に対しても、園外で調理し搬入する方法（外部搬入方式）により食事を提供することができるようになったことに鑑み、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）の一部を改正します。

### 2 改正内容

#### （1）制度の現状と国の動き

ア 国は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）において、幼保連携型認定こども園における保育を必要とする児童への食事の提供については、自園調理を原則としつつも、満3歳以上の園児への食事の提供について、外部搬入方式を認めています。

イ 平成27年9月4日、国は、特区省令を制定し、構造改革特別区域における公立の幼保連携型認定こども園の満3歳未満の園児への食事の提供についても、外部搬入方式により行うことができることとしました。

#### （2）県の対応について

本県では、基準省令に基づき、条例において、幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児への食事の提供については、外部搬入方式により行うことができる旨を定めています。

今般、特区省令に基づき、本県においても、構造改革特別区域における公立の幼保連携型認定こども園の満3歳未満の園児への食事の提供についても、外部搬入方式により行うことができるよう条例を改正するものです。

### 3 今後の予定

平成28年 2月	議案提出
2～3月	関係機関等へ条例内容の周知
3月	条例施行



## 13 「三重県立子ども心身発達医療センター条例」の制定について

### 1 条例の目的

子どもの発達支援体制の強化を図るため、三重県立草の実リハビリテーションセンター、三重県立小児心療センターあすなろ学園及び児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、国立病院機構三重病院の隣接地での一体的な整備を進めているところですが、平成29年6月の開設に向けて、施設の名称を「三重県立子ども心身発達医療センター」（以下「新センター」という。）とし、その施設の設置及び管理に係る事項等を定める条例を制定します。

### 2 条例の骨子

本条例は、地方自治法第244条の2第1項に基づき、公の施設の設置およびその管理に係る事項を、また、同法228条における使用料等に関する事項を定めるものです。

#### ・主な制定内容

規定事項	内 容
名称および位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称「三重県立子ども心身発達医療センター」</li> <li>・位置「津市」</li> </ul>
事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由児、発達障がい児等に対する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 医療型障害児入所施設としての保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、治療</li> <li>▶ 病院としての入院、外来診療および機能回復訓練等</li> </ul> </li> <li>・障害福祉サービスとしての生活介護、短期入所等</li> <li>・療育についての相談、支援</li> </ul>
利用の許可、取消しおよび利用の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院等に係る規定</li> <li>・退院等に係る規定</li> </ul>
使用料の額及び徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療等に係る使用料等</li> <li>・児童福祉法による使用料等</li> <li>・障害者総合支援法による使用料等</li> </ul>

### 3 条例の施行

本条例は、平成29年6月の新センター開設にあわせて施行します。

本条例の施行に伴い、現行の「三重県立草の実リハビリテーションセンター条例」および「三重県立小児心療センターあすなろ学園条例」は廃止します。

なお、廃止にあたっては、新センター条例において経過措置を設けます。

### 4 今後のスケジュール

平成28年2月 議案提出

平成29年6月 条例施行【新センター開設予定】

## 14 社会保障・税番号（マイナンバー）制度における独自利用事務に係る個人番号の利用について

### 1 独自利用事務に係る個人番号利用の経緯

マイナンバー制度に関し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）において定められた事務（以下「法定事務」という。）については、庁内における情報の相互利用（庁内連携）のため、平成27年7月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「マイナンバー利用条例」という。）」を制定したところです（法定事務一覧については次頁を参照）。

その後、8月に国の通知により、法定事務と同一又は類似する事務（以下「独自利用事務」という。）として利用可能な事務が示されましたが、示された事務のうち健康福祉部が所管する独自利用事務について、事務の効率化等を図るため個人番号の利用を行います。

### 2 独自利用事務の内容

健康福祉部が利用する独自利用事務は、「外国人に係る生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務」です。

外国人に係る生活保護等については、国の通知に基づく行政措置として取扱いがなされており、生活保護法に規定がないことから、番号法に定められた法定事務の対象外となっており、今回、利用可能な独自利用事務として国から示されたものです。

### 3 今後の対応

外国人に係る生活保護等については、法定事務と同様に個人番号を利用することにより行政事務の効率化等が図られることから、当該事務をマイナンバー利用条例に追加する改正条例案を平成28年2月の定例会議に提出する予定です。

法定事務一覧  
 <健康福祉部>

No.	関係法令等	主な事務内容	関係部局
1	災害救助法	救助又は扶助金支給関係事務 (*1)	健康福祉部
2	児童福祉法	里親の認定関係事務、児童の日常生活援助・就業支援関係事務、措置入所等における負担能力認定・費用徴収関係事務、障害児入所給付等関係事務	健康福祉部
3	児童福祉法	(結核児童に対する)療育給付関係事務	健康福祉部
4	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費支給関係事務	健康福祉部
5	児童福祉法	助産実施関係事務、母子生活支援関係事務	健康福祉部
6	児童扶養手当法	児童扶養手当支給関係事務	健康福祉部
7	特別児童扶養手当法	特別児童扶養手当支給関係事務	健康福祉部
8	特別児童扶養手当法	障害児福祉手当・特別障害者手当等関係事務	健康福祉部
9	母子・父子・寡婦福祉法	母子父子寡婦福祉資金貸付関係事務	健康福祉部
10	母子・父子・寡婦福祉法	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金支給関係事務	健康福祉部
11	身体障害者福祉法	身体障害者手帳交付関係事務	健康福祉部
12	精神保健福祉法	措置入院等関係事務	健康福祉部
13	精神保健福祉法	精神障害者手帳交付関係事務	健康福祉部
14	障害者総合支援法	自立支援給付(精神通院医療)関係事務	健康福祉部
15	難病医療法	難病に係る特定医療費支給関係事務	健康福祉部
16	感染症法	感染症患者医療費支給等関係事務	健康福祉部
17	生活保護法	生活保護決定・実施等関係事務	健康福祉部
18	中国残留邦人等支援法	中国残留邦人等自立支援給付支給等事務	健康福祉部
19	戦傷病者戦没者遺族等援護法	戦没者遺族年金・給付金支給関係事務、戦傷病者障害年金支給関係事務 (*1)	健康福祉部
20	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	戦没者の妻に対する特別給付金支給関係事務	健康福祉部
21	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給関係事務	健康福祉部
22	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給関係事務	健康福祉部
23	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給関係事務	健康福祉部
24	未帰還者留守家族等援護法	未帰還者留守家族等への留守家族手当支給関係事務	健康福祉部
25	戦傷病者特別援護法	戦傷病者手帳交付・療養費の支給・療養の給付・補装具の支給等関係事務	健康福祉部
26	中国残留邦人等支援法	中国残留邦人等の帰国支援・自立支援関係事務	健康福祉部

(\*1) 国は当面利用しない方針。

<他部局>

27	被災者生活再建支援法	被災者生活再建支援金支給関係事務	防災対策部
28	地方税法	地方税の賦課徴収、調査関係事務	総務部
29	地方法人特別税等暫定措置法	地方法人特別税の賦課徴収、調査関係事務	総務部
30	高等学校等就学支援金支給法	高等学校等就学支援金支給関係事務(私立高校分)	環境生活部
31	住民基本台帳法	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	地域連携部
32	公営住宅法	公営住宅管理等関係事務	県土整備部
33	高等学校等就学支援金支給法	高等学校等就学支援金支給関係事務(県立高校分)	教育委員会事務局
34	特別支援学校就学奨励法	就学奨励金支給関係事務	教育委員会事務局
35	学校保健安全法	(特別支援学校小学部・中学部における)要保護・準要保護児童生徒の認定関係事務	教育委員会事務局
36	日本スポーツ振興センター法	災害共済給付医療費支給関係事務	教育委員会事務局
37	児童手当法	(公務員の)児童手当等支給関係事務	総務部 教育委員会事務局 企業庁 病院事業庁 警察本部

## 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

### 1 社会保障・税番号制度の概要

#### (1) 趣旨

社会保障・税番号制度は、複数機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であると確認するための基盤であり、導入により、社会保障や税の給付と負担の公平化、国民の利便性の向上、行政事務の効率化等の効果が期待されます。

根拠法となる番号法は、平成25年5月に公布（平成27年10月5日施行）されています。

#### (2) 仕組み

##### ア 個人番号の指定（平成27年10月5日～）

住民票を有するすべての個人に対して個人番号（12桁）が指定され、市町村から本人に対して通知カードにより個人番号が通知されています。

##### イ 個人番号の利用開始（平成28年1月1日～）

国および地方自治体等は個人情報をも効率的に検索し管理するために個人番号の利用が可能になります。また、希望者については申請により個人番号カードが交付され、同カードは身分証明書としても利用できます。

##### ウ 情報連携の実施（平成29年7月～）

国および地方自治体等において、同一人の情報かどうかを確認できる全国的な情報提供ネットワークシステムが構築されます。

#### (3) 個人情報の保護

番号法では、個人番号を内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）について、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じることとされており、制度面、システム面において、さまざまな措置がなされています。

ア 制度面：特定個人情報保護評価制度の導入、国に第三者委員会（特定個人情報保護委員会）を設置、罰則の強化など

イ システム面：個人情報の分散管理、個人番号を直接使わずに符号による情報連携、通信の暗号化など

## 2 本県の対応

### (1) 条例の整備

番号法の法定事務に関し、同一執行機関内における情報の相互利用について条例の定めが必要となることから、平成 27 年 7 月にマイナンバー利用条例を制定しました。

### (2) システムの整備

本年度、国の情報提供システムネットワークに接続する中間サーバーを整備するとともに、中間サーバーに接続する関係部局の既存のシステムを改修します。

また、来年度（平成 28 年度）は、平成 29 年 7 月の情報連携開始に向け、国および地方自治体等の情報提供ネットワークシステム間で連携テストを実施します。

### (3) 特定個人情報保護評価の実施、要綱や様式の改正等

申請書に個人番号欄を追加するなど、制度の運用に必要な手続きを行います。

### (4) 県民への周知、市町等への支援

各種広報（県政だより、ラジオなど）を実施するとともに、事業者や市町向け説明会を開催しています。

## 3 今後の予定

平成 27 年 12 月中	特定個人情報保護評価の実施、要綱や様式の改正等
平成 28 年 1 月 1 日	個人番号の利用開始
2 月	独自利用事務の追加に係る改正条例案を提出
3 月	既存システムの改修完了
平成 28 年度中	国および地方自治体等の情報提供ネットワークシステム間で連携テストを実施
平成 29 年 7 月	国および地方自治体等の間で情報連携開始

## 15 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成27年9月15日～平成27年11月23日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年9月17日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(1件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(2件) 3 児童福祉法第33の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(2件)
6 備考	

1 審議会等の名称	鈴亀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年9月25日
3 委員	議長 西城 英郎 委員 落合 仁 他10名
4 諮問事項	鈴亀地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	鈴亀地域の現状について、人口や医療提供体制、受療状況等のデータを事務局から提示し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成27年9月25日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 早川 和生 他8名
4 諮問事項	1 三重県がん診療連携拠点病院の指定について 2 全国がん登録について
5 調査審議結果	三重県がん診療連携拠点病院の指定について審議を行い、承認された。また、全国がん登録について説明を行い了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県立一志病院のあり方に関する検討会
2 開催年月日	平成27年9月29日
3 委員	会 長 竹田 寛 委 員 上野 利通 他10名
4 諮問事項	1 一志病院に関する県立病院改革等の経緯について 2 一志病院の現状および今後の一志病院を取り巻く環境の変化について
5 調査審議結果	一志病院にかかる改革の経緯および環境変化について説明があった。その後、各委員間の意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	津地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年10月5日
3 委員	議 長 浦和 健人 委 員 上野 利通 他12名
4 諮問事項	津地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	津地域の現状について、人口や医療提供体制、受療状況等のデータを事務局から提示し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊賀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年10月6日
3 委員	議 長 水谷 敬一 委 員 矢倉 政則 他12名
4 諮問事項	伊賀地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	伊賀地域の現状について、人口や医療提供体制、受療状況等のデータを事務局から提示し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	松阪地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年10月6日
3 委員	議長 野呂 純一 委員 石田 亘宏 他16名
4 諮問事項	松阪地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	松阪地域の現状について、人口や医療提供体制、受療状況等のデータを事務局から提示し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	桑員地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年10月7日
3 委員	議長 東 俊策 委員 桑原 浩 他13名
4 諮問事項	桑員地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	桑員地域の現状について、人口や医療提供体制、受療状況等のデータを事務局から提示し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	東紀州地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年10月7日
3 委員	議長 長谷川 陽 委員 平谷 一人 他13名
4 諮問事項	東紀州地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	東紀州地域の現状について、人口や医療提供体制、受療状況等のデータを事務局から提示し、意見交換を行った。
6 備考	



1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成27年10月13日
3 委員	委員長 井村 正勝 委員 渥美 秀人 他18名
4 諮問事項	1 「みえ県民力ビジョン」第二次行動計画（中間案）について 2 生活困窮者自立支援制度の実施状況について 3 三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の整備について 4 三重県子どもの貧困対策計画（仮称）骨子案について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊勢志摩地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年10月13日
3 委員	議長 畠中 節夫 委員 羽根 靖之 他16名
4 諮問事項	伊勢志摩地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	伊勢志摩地域の現状について、人口や医療提供体制、受療状況等のデータを事務局から提示し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成27年10月14日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 佐藤ゆかり 他12名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審議内容の報告について 2 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等について 3 子どもを虐待から守る条例の年次報告書について 4 三重県子どもの貧困対策計画（仮称）の骨子案について
5 調査審議結果	上記計画等について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年10月15日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(3件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成27年10月16日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 中村 康一 他9名
4 諮問事項	(1) 地域医療構想調整会議について (2) 在宅医療体制の枠組みについて
5 調査審議結果	(1) 三重県における地域医療構想調整会議の内容等について、事務局から説明し、意見交換を行った。 (2) 在宅医療体制の整備に際し必要と考えられる要素の項目案等について、事務局から説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三泗地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年10月19日
3 委員	議長 淵田 則次 委員 加藤 尚久 他16名
4 諮問事項	三泗地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	三泗地域の現状について、人口や医療提供体制、受療状況等のデータを事務局から提示し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成27年10月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	8名（うち新規8名）の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成27年10月22日
3 委員	委員長 他12名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	平成27年度准看護師試験にかかる問題（第1案）の審議
5 調査審議結果	試験問題（第1案）の内容確認を行い、委員の意見をまとめ、承認を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 健やか親子推進部会
2 開催年月日	平成27年10月22日
3 委員	会長 庵原 俊昭 委員 二井 栄 他13名
4 諮問事項	「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」進捗状況について
5 調査審議結果	「健やか親子いきいきプランみえ」の平成27年度の取組状況と「乳幼児死亡」について報告を行い、今後の取組について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県立一志病院のあり方に関する検討会
2 開催年月日	平成27年10月28日
3 委員	会長 竹田 寛 委員 上野 利通 他10名
4 諮問事項	1 総合診療に関する教育・研究とその成果について 2 美杉地域医療の在り方に関するまとめについて 3 一志病院の将来のあるべき姿について
5 調査審議結果	総合診療医育成における一志病院の位置づけや美杉地域医療のあり方（津市設置の検討会報告書）に関して報告があった。その後、委員間で一志病院のあるべき姿について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 医療法人部会
2 開催年月日	平成27年10月28日
3 委員	部会長 青木 重孝 委員 田所 泰 他3名
4 諮問事項	医療法人設立について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立について、すべて承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成27年11月4日
3 委員	会長 馬岡 晋 委員 渥美 秀人 他12名
4 諮問事項	1 第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画の総括について 2 みえ県民力ビジョン第二次行動計画（仮称）《中間案》について 3 地域密着型特別養護老人ホームに併設された短期入所生活介護事業所にかかる指定・指導監査事務の権限移譲について 4 介護保険制度改正の影響について 5 地域医療介護総合確保基金（介護分）について
5 調査審議結果	上記計画等を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 救急医療部会
2 開催年月日	平成27年11月4日
3 委員	会長 橋上 裕 委員 野村 豊樹 他8名
4 諮問事項	地域医療構想における救急医療体制について
5 調査審議結果	地域医療構想における救急医療体制について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	平成27年11月10日
3 委員	会長 田中 亜紀子 委員 泉 正幸 他11名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県青少年健全育成条例に基づく報告（有害興行の指定）について</li> <li>・三重県青少年健全育成条例の一部改正（風適法改正に伴う勧誘行為の禁止）について</li> <li>・三重県青少年健全育成に関する取組等について</li> </ul>
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県青少年健全育成条例に基づく有害興行の指定について報告した。</li> <li>・三重県青少年健全育成条例の一部改正（風適法改正に伴う勧誘行為の禁止）について報告した。</li> <li>・三重県青少年健全育成に関する取組等について報告した。</li> </ul>
6 備考	

1 審議会等の名称	桑員地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年11月16日
3 委員	議長 東 俊策 委員 桑原 浩 他13名
4 諮問事項	桑員地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	桑員地域の現状と課題、めざすべき医療提供体制の方向性等について、議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成27年11月19日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	1 三重県立総合医療センターの第一期中期目標期間の中間総括について 2 三重県立総合医療センター第二期中期目標(案)について
5 調査審議結果	中間総括内容を審議し決定した。また第二期中期目標(案)について審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 周産期医療部会
2 開催年月日	平成27年11月19日
3 委員	会長 池田 智明 委員 二井 栄 他13名
4 諮問事項	今後の周産期医療体制について
5 調査審議結果	今後の周産期医療体制について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三泗地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年11月20日
3 委員	議長 淵田 則次 委員 加藤 尚久 他16名
4 諮問事項	三泗地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	三泗地域の現状と課題、めざすべき医療提供体制の方向性等について、議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	松阪地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年11月20日
3 委員	議長 野呂 純一 委員 石田 亘宏 他16名
4 諮問事項	松阪地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	松阪地域の現状と課題、めざすべき医療提供体制の方向性等について、議論を行った。
6 備考	